

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表二件

## 福島県監査委員

### 監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和4年11月29日

福島県監査委員 山田平四郎  
福島県監査委員 高野光二  
福島県監査委員 佐竹浩  
福島県監査委員 高橋宏和

#### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

#### 2 監査等の種類

財務監査

#### 3 監査等の対象及び実施内容

##### (1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総務部	令和3年度	令和4年9月15日	高野光二	佐竹浩	実地監査
いわき地方振興局	令和3年度	令和4年8月31日	高野光二	佐竹浩	実地監査
県南地方振興局	令和3年度	令和4年9月2日	高野光二	佐竹浩	実地監査

##### (2) 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

危機管理部	令和3年度	令和4年9月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
消防防災航空センター	令和2年度 令和3年度	令和4年9月27日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査

## (3) 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部	令和3年度	令和4年9月16日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査

## (4) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
生活環境部	令和3年度	令和4年10月13日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

## (5) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
保健福祉部	令和3年度	令和4年10月12日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
浜児童相談所	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
総合衛生学院	令和2年度 令和3年度	令和4年9月27日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査
精神保健福祉センター	令和2年度 令和3年度	令和4年9月27日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査

## (6) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
商工労働部	令和3年度	令和4年9月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
ハイテクプラザ	令和3年度	令和4年8月26日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
テクノアカデミー浜	令和3年度	令和4年9月27日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査

## (7) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部	令和3年度	令和4年10月7日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県南農林事務所	令和3年度	令和4年7月26日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
会津農林事務所	令和3年度	令和4年7月29日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県北農林事務所	令和3年度	令和4年8月23日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
県中農林事務所	令和3年度	令和4年8月26日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査

## (8) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部	令和3年度	令和4年10月14日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

県中建設事務所	令和3年度	令和4年7月27日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
会津若松建設事務所	令和3年度	令和4年8月10日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
県北建設事務所	令和3年度	令和4年8月25日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査

## (9) 出納局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
出納局	令和3年度	令和4年10月14日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

## (10) 議会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
議会事務局	令和3年度	令和4年9月14日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

## (11) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教育庁	令和3年度	令和4年10月11日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
湖南高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年7月29日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
いわき教育事務所	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
視覚支援学校・ 聴覚支援学校福島校	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
石川支援学校	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
塙工業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
聴覚支援学校平校	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査
会津工業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年9月21日	高野 光二	佐竹 浩	書面監査

## (12) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警察本部	令和3年度	令和4年9月14日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
福島警察署	令和3年度	令和4年9月27日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査
会津若松警察署	令和3年度	令和4年9月27日	山田平四郎	高橋 宏和	書面監査

## (13) 監査委員

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
監査委員事務局	令和3年度	令和4年10月13日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

## (14) 人事委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法

人事委員会事務局	令和3年度	令和4年9月16日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
----------	-------	-----------	-------	-------	------

(15) 労働委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
労働委員会事務局	令和3年度	令和4年10月7日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 総務部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、3件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産使用許可及び行政財産使用許可に伴う管理経費の収入調定事務に適正を欠いているものがある。</li> </ul> <p>(事実)</p> <p>平成28年8月に北庁舎に入居した団体甲に対する行政財産使用許可手続を失念した。</p> <p>令和3年12月28日に団体甲から行政財産使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産使用許可を行うとともに、令和4年1月18日に行政財産使用許可に伴う管理経費相当額を調定している。</p> <p>(平成28年8月20日から令和3年12月27日(許可日前日まで) 計476,477円)</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>行政財産使用許可及び行政財産使用許可に伴う管理経費の調定事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積合わせにおいて、最低価格が予定価格を上回った見積書を提出した事業者と契約している。</li> </ul>
いわき地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の巢撤去業務について、鳥獣捕獲の許可を受けずに業務委託を行っている。</li> <li>・不動産鑑定評価業務の役務費の支出に当たり、法人でない受託者に対して所得税の源泉徴収を行わないで支出している。</li> </ul>

イ 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 危機管理部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

--	--

対象機関	是正・改善を求めた事項
危機管理部	・ 個人情報が含まれる申請書を、簡易書留で受け取った後に紛失している。

イ 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 企画調整部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 生活環境部

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
生活環境部	<p>・ 組織内のチェック体制が機能しておらず、入札事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>令和4年度田代山及び周辺地域におけるニホンジカ捕獲事業業務委託の一般競争入札を県のウェブサイトで公告する際、金抜き設計書とともに、4事業者から受領した参考見積書の内容（事業者名、見積項目及び金額）も誤って掲載した。</p> <p>このため、令和4年6月10日に予定していた入札を中止し、同年6月27日に、改めて入札を行った。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>入札事務の執行に当たっては、組織的なチェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
	<p>・ 補助金交付等の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）の「被災地域生活交通確保維持計画」については、福島市森合町の応急仮設住宅の供与期間が令和2年3月末に終了したことに伴い、計画を変更すべきであったが、令和2年4月以降も上記住宅に入居者がいたため計画変更の必要なしと誤認し、計画変更を行わなかった。</p> <p>このため、バス運行事業者甲は、上記計画に基づき、令和2年4月から同年9月までの、福島市森合町の応急仮設住宅近くを通る13路線の運行経費補助金として、国に「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（被災地特例）」37,262千円を、県に「被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金」37,262千円を、それぞれ交付申請し、申請額と同額の補助金交付を受けた。</p> <p>令和3年9月の東北運輸局からの照会を契機に、上記計画の変更を行うべきであったこと並びに令和2年4月から同年9月までの間、事業者甲のバス運行事業が上記国及び県の補助金交付の要件を欠いていたことが判明したため、国及び県は事業者甲に補助金各37,262千円、合計74,524千円を令和4年3月10日に返還させた。</p> <p>県は、事業者甲の補助金返還は、県の補助要件誤認が原因であったとして、令和4年3月14日、事業者甲に対して</p>

	<p>賠償金74,524千円を支払った。                  (是正又は改善の意見)                  補助金交付事務の執行に当たっては、組織的なチェック体制を確立し、補助金交付要綱の内容確認等を適正に行うこと。</p>
--	---

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費及び旅費について、開催日から8か月以上遅延して支払っているものがある。また、会場使用料について、職員が私費により現金で支払っているものがある。</li> </ul>

イ 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料徴収事務に著しく適正を欠いているものがある。                      (事実)                      県が指定又は委託して実施している介護支援専門員の試験や研修に係る手数料、認知症介護実践者等養成研修に係る手数料、喀痰吸引等研修に係る手数料及びユニットリーダー研修に係る手数料について、地方自治法第228条に基づき条例で定めるべきところ、定めずに徴収していた。                      なお、介護支援専門員の試験や研修については、関係条例を令和3年12月に改正し手数料を定め令和4年4月から施行しており、その他の研修については、事業の実施方法を見直し手数料を徴収しないこととした。                      (是正又は改善の意見)                      手数料の徴収に当たっては、関係法令に基づき適正に行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入科目に適正を欠くものがある。                      (事実)                      一般社団法人甲からの寄附金(1件 500,000円)について、歳入科目を寄附金とすべきところ、雑入で受け入れている。                      (是正又は改善の意見)                      歳入の受入に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(6) 商工労働部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費及び旅費について、過年度支出しているものがある。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令

に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (7) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

## (ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
農林水産部	<p>・ 公用車の広告掲出に伴う広告料の収入事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>農林水産部で所管する広告掲出車両7台のうち1台について、契約期間の満了に伴い掲出物貼替作業を行った際、誤って契約期間中の掲出物を剥がし、さらにこの誤りに気付かず2年分の広告料計79,200円(単年39,600円)を徴収している。</p> <p>なお誤徴収分については、当該事案判明後の令和4年4月13日付けで全額広告主に還付されている。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>公用車の広告掲出に伴う広告料の収入事務に当たっては、事務処理手順を周知徹底し組織内のチェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

## (イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県北農林事務所	<p>・ 工事内容変更伺いを作成しないまま、指定仮設の内容を変更し工事を実施させ、工事終了後に一括変更契約している。</p>
県中農林事務所	<p>・ 修繕料について、過年度支出しているものがある。</p>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (8) 土木部

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項、7件の指導事項について是正・改善を求めた。

## (ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県中建設事務所	<p>・ 入札事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>橋梁補修工事について、条件付一般競争入札(総合評価方式)により発注するため、令和4年2月4日に公告したが、その際に公表した「金抜設計書」の「採用単価表」に誤りがあり、事業者が正しい単価で入札額を算出することができず、結果として総合評価方式の評価に公正性を欠いたまま落札者を決定している。</p> <p>1 工事名 道路橋りょう維持(補助)工事(橋梁補修)</p> <p>2 工事の内容 橋梁補修工 N=1式</p> <p>3 予定価格 54,173,900円</p> <p>4 契約金額 48,950,000円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p>

	入札事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。
会津若松建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の変更契約事務手続に適正を欠いているものがある。 (事実) 橋梁補修工事の変更増額分について、速やかな変更契約により工事を実施すべきところ、軽微な変更として工事内容変更伺いにより指示し工事を実施させた。 さらに、契約保証金を納付させないまま変更契約を締結している。</li> <li>1 工事の名称 道路橋りょう維持(維補)工事(橋梁補修)</li> <li>2 工事の場所 大沼郡会津美里町字柳台地内外 御田橋外</li> <li>3 最終契約額 11,187,000円</li> </ul> (是正又は改善の意見) 工事の変更契約事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域下水道事業に供用されている物品について、公営企業会計に移行した後においても、普通会計の物品台帳に登録されたままとなっているものや、公営企業会計における固定資産台帳登録と重複しているものがある。</li> <li>・報償費及び旅費について、半年以上遅延して過年度支出しているものがある。</li> </ul>
県中建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理事務費負担金について、1か月以上遅延して測定しているものがある。</li> <li>・浄化槽工事業の登録更新について、更新申請が必要のない業者から手数料を誤徴取しているものがある。</li> <li>・県営住宅の家賃算定を誤り、徴収の過不足が生じているものがある。</li> </ul>
会津若松建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との消雪施設清掃業務委託契約について、支出負担行為を行わず契約を締結し、後日支出負担行為を遡及し作成している。</li> </ul>
県北建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特地勤務手当に準ずる手当について、遅延して支給しているものがある。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(9) 出納局

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(10) 議会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(11) 教育委員会

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、6件の指導事項について是正・改善を求めた。



## (7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入調定事務について、組織内のチェック体制が機能しておらず、著しく適正を欠いているものがある。</li> </ul> <p>(事実)</p> <p>福島特定原子力施設地域振興基金繰入金の収入調定を行うべきところ収入科目を誤り、令和4年3月16日に発電用施設周辺地域振興基金繰入金の収入調定を行った(2件146,945,900円)。同日、誤りに気付き、改めて福島特定原子力施設地域振興基金繰入金の収入調定を行ったが、発電用施設周辺地域振興基金繰入金の収入調定を取り消すことを失念し、収入未済扱いのまま令和4年度に繰り越し、令和4年6月17日に令和4年6月1日に遡って減額処理をしている。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>収入調定に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

## (1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が私物のETCカードを返却したことに担当者が気付かず、他の職員に貸出しを行い、私物のETCカードを返却した職員も、県のETCカードを私用で使用した。</li> <li>・審議会の委員の報酬について、過年度支出しているものがある。</li> <li>・土地使用料の収入調定において、1か月以上遅延しているものがある。</li> <li>・報償費について、5か月以上遅延して支払っているものがある。</li> </ul>
石川支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学バス運行業務委託契約について、バスの増便及び減便の際に、受注者との協議を行っていない。</li> </ul>
塙工業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便切手の年度末残高が多額となっている。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (12) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (13) 監査委員

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (14) 人事委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (15) 労働委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

**監査公表第22号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和3年度分の県営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和4年11月29日

福島県監査委員 山田平四郎  
福島県監査委員 高野光二  
福島県監査委員 佐竹浩  
福島県監査委員 高橋宏和

(土木部(流域下水道事業会計))

## 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

## 2 監査等の種類

財務監査

## 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 県中流域下水道建設事務所

実施年月日 令和4年9月27日

実施方法 書面監査

担当監査委員 山田平四郎

高橋宏和

事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、管内の県中処理区、二本松処理区及び田村処理区の年間処理水量は、3処理区計で38,895,301m<sup>3</sup>で前年度と比較して1,700,970m<sup>3</sup>(4.6%)増加している。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(企業局)

## 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

## 2 監査等の種類

財務監査

## 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 企業局いわき事業所

実施年月日 令和4年8月31日

実施方法 実地監査

担当監査委員 高野光二

佐竹浩

## 事業経営の状況

磐城工業用水道を始めいわき市内4工業用水で給水事業を行っており、総給水量は313,877,431m<sup>3</sup>で、前年度と比較して1,210,369m<sup>3</sup>(0.4%)増加している。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の検討事項について改善のための検討を求めた。

(検討事項)

予算の執行に検討を要するものがある。

(病院局)

## 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準(令和2年福島県監査委員監査公表第10号)に基づき実施した。

## 2 監査等の種類

財務監査

## 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象公所 県立宮下病院  
実施年月日 令和4年9月21日  
実施方法 書面監査  
担当監査委員 高野光二  
佐竹浩

## 事業経営の状況

令和3年度の患者数は、入院が延べ2,094人、外来が延べ18,036人であり、前年度と比較して、入院は58人(2.8%)、外来は6,046人(50.4%)とともに増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象公所 県立大野病院  
実施年月日 令和4年9月27日  
実施方法 書面監査  
担当監査委員 山田平四郎  
高橋宏和

## 事業経営の状況

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)